下水の排除の制限

以下の基準に適合しない下水を継続して公共下水道に排除するときは除害施設を設けなければならない

	制限項目	制限基準	備考	
	カドミウム及びその化合物	カドミウム0.01mg/ポ以下		
2	シアン化合物	検出されないこと		
3	有機リン化合物	検出されないこと		
4	鉛及びその化合物	鉛0.1mg/ポ以下		
5	六価クロム化合物	六価クロム0.05mg/ポ以下		
6	砒素及びその化合物	ヒ素0.05mg/ポ以下		
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀0.0005mg/ポス以下		
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと		
9	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと		
10	トリクロロエチレン	0.1mg/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	平成27年10月改正:0.3→0.1	
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/狀以下		
12	ジクロロメタン	0.2mg/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
13	四塩化炭素	0.02mg/ポ以下		
14	1・2-ジクロロエタン	0.04mg/\\\以下		
	1・1-ジクロロエチレン		平成23年5月改正:0.2→1へ	
	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg/狀以下		
17	1・1・1-トリクロロエタン	3mg/狀以下		
18	1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg/兆以下		
	1・3-ジクロロプロペン	0.02mg/狀以下		
	チウラム	0.06mg/北以下		
	シマジン	0.03mg/沉以下		
	チオベンカルブ	0.2mg/\%以下		
	ベンゼン	0.1mg/沉以下		
	セレン及びその化合物	セレン0.1mg/ 		
	ほう素及びその化合物	10mg/光以下		
	ふっ素及びその化合物	8mg/光以下		
	1・4-ジオキサン		平成24年5月追加	
	フェノール類	0.5mg/光以下	1772-1971227	
	銅及びその化合物	銅1mg/光以下		
	亜鉛及びその化合物	亜鉛2mg/トス゚以下		
	鉄及びその化合物(溶解性)	鉄5mg/汎以下		
	マンガン及びその化合物(溶解性)	マンガン5mg/トパ以下		
	クロム及びその化合物	クロム1mg/ポ以下		
	ダイオキシン類	10ピコg/ ド゙以下		
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380mg/兆未満		
	温度	45度未満		
	水素イオン濃度	水素指数5を超え9未満		
	生物化学的酸素要求量	5日間に600mg/ポ未満		
	字遊物質量 字遊物質量	5日間に000mg/ポネ湖 600mg/ポ未満		
09	<u> </u>	OOOHIg/トル 本側		
40	① 鉱油類含有量	5mg/狀以下		
41		30mg/ポ以下		
	沃素消費量窒素含有量	220mg/汎未満 60mg/汎未満		
		numg////未流		

※印のついた項目について

水質汚濁防止法第3条第3項及び第4項の規定に基づき排水基準を定める条例(昭和50年千葉県条例第50号)に基づく基準が、野田市下水道条例及び下水道施行令に定める基準より厳しい排水基準である場合においては、野田市下水道条例及び下水道施行令の規定にかかわらず、その排水基準は同条例(昭和50年千葉県条例第50号)に係る数値としている。